

主 文

- 1 労働基準監督署長が、平成28年12月28日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。
- 2 労働基準監督署長が、平成30年3月22日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分のうち、平成28年1月17日以後の期間に係る部分は取り消し、同月16日以前の期間に係る部分に対する再審査請求は棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

- 1 主文1と同旨
- 2 労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月22日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成10年1月16日、A所在の会社Bに雇用され、同社Cでシステムエンジニアとして、機器システムの開発、設計、解析等に係る業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成18年6月2日、D医療機関に受診し、「F32.1うつ病」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、平成28年4月12日に療養補償給付（同年3月11日分）を、平成30年1月17日に平成18年6月2日から平成29年5月16日までの間の休業補償給付を、それぞれ請求したところ、監督署長は、請求人が発病した精神障害を業務上の事由によるものと認めたものの、当該精神障害は遅くとも平成22年夏頃までには寛解していること、また、平成28年1月16日以前の休業補償給付を受ける権利については時効により消滅しているとして、これらをいずれも支給しない旨の各処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官はこれらの審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第14条の2の規定に基づき、これらを併合して審査し、平成31年2月13日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に平成18年5月頃に発病したうつ病が既に寛解していたと認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 前提事実

(略)

#### 2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「認定基準」という。）策定の根拠となった「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」（以下「報告書」という。）は、要旨、「労災保険制度における治癒（症状固定）とは、『急性症状が消退し慢性症状は持続しても医療効果が期待し得なくなった場合』と判断されることから、就労が可能な状態でなくても治癒の状態にある場合もある」とする一方、「通常就労が可能な状態で、治療により精神障害の症状が現れなくなった又は安定した状態を示す『寛解』との診断がなされている場合には、労災保険制度における治癒（症状固定）の状態にあると考えてよい。」と述べ、認定基準もおおむね同旨の事項を定めている。

すなわち、報告書及び現行認定基準は、治癒について就労可能を要件としない一方、寛解は通常就労が可能なことを要件としている。

そうすると、寛解の2つ目の要件である治療により精神障害の症状が現れな

くなった又は安定した状態を示すという要件のうち、後者は単に安定しているというにとどまらず、症状が現れなくなったといえないまでも、相当程度軽減している状態で安定していたことを要するものと解するのが妥当であり、以下、この考え方に沿って検討する。

(2) 請求人の寛解の有無について

ア 監督署長は、請求人が平成18年5月頃にICD-10診断ガイドライン「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断した上で、平成28年12月26日付けの労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会意見書（以下「専門部会意見書」という。）を根拠として、請求人の本件疾病は、遅くとも平成22年夏頃までに寛解状態に至っていたと認定している。

この点、上記の専門部会意見書は、E医療機関の診療録において、請求人について「『sleep good』や『仕事もOK』などの記載」が平成22年5月11日から平成23年10月23日の間認められることを指摘していることから、当該記載があることを根拠として平成22年夏頃までに請求人の症状が軽快し、安定していたものと判断したものと認められる。

イ 一方、当時の主治医であったF医師は、平成28年10月24日付けの意見書において、要旨、「平成22年1月副作用のため薬物変更。その後も好・不調の波があり、薬物療法を継続し就労継続していたが、寛解と思われる状態には達していない」と意見するとともに、「両親に対する根深い葛藤があり、寛解に至るには困難な症例です。」と述べている。

ウ さらに、現在の主治医であるG医療機関H医師は、令和元年11月8日付けの意見書において、要旨、「本人のうつ病はICD-10、DSM-Vのいずれのうつ病の寛解状態に照らしても、平成22年夏頃に寛解に至っていなかったとするのが妥当と診断された。現在のうつ病は、平成18年5月にり患したうつ病と一連のものであるとするのが妥当と診断された。」と述べ、その根拠として、要旨、ICD-10、DSM-Vの診断基準に照らした結果を述べるとともに、請求人を診断した結果として、平成22年夏頃の時期においても「睡眠障害、無価値感、希死念慮の3つの症状を認めたことにより寛解に至っていなかった」と意見している。

エ そうすると、平成22年夏頃の請求人に係る診療録に本件疾病の症状の具

体的な記載がない上、平成22年当時及び現在の主治医が上記のとおり請求人の症状に波がある又は症状が複数あったと具体的に寛解を否定していることから、平成22年当時の診療録の記載から直ちに本件疾病による症状が現れなくなった又は安定した状態に至ったと推認するのは相当ではなく、請求人が、平成22年夏頃に、本件疾病の症状が相当程度軽減している状態で安定していたことについて、医学的所見の裏付けがあったとは認められない。

したがって、本件各処分は、その処分を行うに当たり、請求人が寛解の状態に至ったか否かの判断に必要な理由につき、その主要な点を欠き、請求人が寛解の状態に至ったとの判断に誤りがあるから、是認することはできない。

この点、請求人が寛解ではなく、治癒していたとする可能性もあるが、いずれにしても、請求人の症状の出現・安定状況を具体的に把握・認定することなく、請求人が治癒していた旨の認定・判断を行うことはできないから、上記判断を左右しない。

(3) なお、平成18年6月2日から平成29年5月16日までの休業補償給付のうち、平成28年1月16日以前の休業補償給付を受ける権利については時効により消滅している。

(4) 本件については、休業補償給付の請求期間の終期である平成29年5月16日までの間に治癒していたか否か等についても精査した上で、改めて処分すべきであることを付言する。

#### 4 結 論

よって、本件各処分のうち、療養補償給付を支給しない旨の処分は取り消し、休業補償給付を支給しない旨の処分のうち、平成28年1月17日以後の期間に係る部分は取り消し、同月16日以前の期間に係る部分に対する再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月18日